

令和 7年 11月 20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

12月の「もっけん」たより

◎ 賞与支払届（今月同封）の提出をお忘れなく！

被保険者にボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から5日以内に賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にすべての被保険者に賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。

◎ 保険証廃止に係る Q&A

令和 7年 12月 2日以降、お手持ちの健康保険証は使用できなくなります。今後の健康保険証や資格確認書の取り扱いについて、特にご質問の多い内容についてまとめました。ご一読いただき、お困りの際に確認できるよう保管をお願いいたします。

Q1. 令和 7年 12月 2日以降も、保険証は回収するのか？

A1. 保険証は使用不可となるため、回収していただく必要はありません。

ただし、個人情報の記載されたものであることから、本人において適切に破棄するよう、従業員の皆様へ周知をお願いいたします。

※保険証に IC チップ等は搭載されていません。ハサミ等で細かく裁断していただければ問題ありません。

Q2. 資格確認書を交付された者が資格喪失した場合、資格確認書は回収するのか？

A2. 回収する必要があります。保険証と同様、喪失届に添付してください。何らかの理由で回収できない場合は、回収不能届を提出してください。

Q3. 資格確認書を交付された者がマイナ保険証の利用登録を行った場合、資格確認書は回収しなければいけないのか？

A3. 回収は必須ではありません。ただし、紛失・盗難に遭った場合“なりすまし受診”につながる恐れがあるため、可能な限り回収しご返却ください。